

# 10月から医療保険制度が改正されます!

近年、急速に少子高齢化が進み医療費が増え続けています。このような厳しい状況の中でも、国民の安心の基盤である医療保険制度は将来にわたって維持していかなければなりません。そのため、医療費の自己負担などを見直し、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を図ります。主な改正点は次のとおりです。

## 現役並みの所得がある人の自己負担割合が引き上げられます

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

9月30日まで  
2割



10月1日から  
3割

## 高額医療費の自己負担限度額が引き上げられます

同じ月内に高額な医療費の支払いを行った場合の自己負担限度額が、下表のように一部引き上げになります。

### 70歳未満の人

9月30日までの自己負担限度額(月額)		
	3回目まで	4回目以降 <sup>2</sup>
上位所得者	139,800円 +医療費が466,000円を超えた場合、その超過分の1%を加算	77,700円
一般	72,300円 +医療費が241,000円を超えた場合、その超過分の1%を加算	40,200円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

10月1日からの自己負担限度額(月額)		
	3回目まで	4回目以降 <sup>2</sup>
上位所得者 <sup>1</sup>	150,000円 +医療費が500,000円を超えた場合、その超過分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合、その超過分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- 1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯  
2 過去12カ月間に支給が4回以上あった場合

### 70歳以上の人・老人保健で医療を受ける人

9月30日までの自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	40,200円	72,300円 +医療費が361,500円を超えた場合、その超過分の1%を加算(4回目以降の場合、40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

10月1日からの自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合、その超過分の1%を加算(4回目以降の場合、44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

## 療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上または老人保健で医療を受ける人は、これまでは食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と住居費を負担することになります。(ただし、難病等の患者については現行どおり)

### 9月30日まで

		1食当たりの食費
現役並み所得者および一般		260円
低所得	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
低所得		100円

### 10月1日から

		1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者および一般		460円	320円
低所得		210円	320円
低所得		130円	320円
老齢福祉年金受給者		100円	0円

## 出産育児一時金が上がります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、30万円から35万円に引き上げられます。

## 人工透析を要する上位所得者の自己限度額が引き上げられます(70歳未満の人)

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1カ月の自己負担限度額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

問い合わせ 医務国保課 62-1123